遊具等安全点検マニュアル

1. はじめに

このマニュアルは、指定管理者が管理する団地内の遊具等の点検方法及び点検周期等 の必要な事項を定めることにより、遊具の安心点検を合理的、効率的かつ適正に執行し、 もって遊具に起因する事故防止を図り、利用者が安心して楽しめる場の提供に寄与する ことを目的とする。

2. 本マニュアルの適用範囲

- (1) 適用範囲は、指定管理者が管理する県営住宅内の遊具とする。
- (2) 対象とする遊具等

① ブランコ

⑥スプリング遊具

①小動物

② 箱型ブランコ

⑦すべり台

(12)スツール・ベンチ

③ タイヤブランコ

⑧砂場

(13)パーゴラ・あづまや

④ シーソー

(9)鉄棒

④コンビネーション遊具(複合遊具)等

⑤ 回転式遊具

⑩ジャングルジム ⑮その他

1. 点検業務

(1) 点検の種別と概要

点検種別	点検者	点検周期	点検内容
初期点検	製造者・施工者	供用開始後1ヶ月以内	動作、性能の検査確認
日常点検	指定管理者	毎月1回程度	別紙点検記録書による
定期点検	指定管理者	年1回	別紙点検実施基準による
精密点検	製造メーカー	必要に応じて	メーカーによる高精度点検

* 上記点検周期及び内容は共通的に最低限行うべきものを示したもので、上記点検内 容にない事柄ついても点検を行う等、細心の注意を払うこと。

① 初期点検

- ア. 供用開始前に遊具の動作・性能等を確認するため製造・施行者が行う点検に立 ち会う。
- イ. 供用開始後(1ヶ月以内)に遊具の動作・性能等を確認するため製造・施工者が行 う点検に立ち会う。

② 日常点検

- ア. 指定管理者が日常業務の中で、原則として、毎月1回程度、主として目視、触 診等により遊具の変形や不具合の有無を調査する点検。
- イ. 入居者、自治会及び地域住民等から遊具に関する不具合等の通報があった場合 に点検を行う。
- ウ. 遊具製造者が、維持管理上の点検項目・時期を指定している遊具について、製 造者の基準に基づいて点検を行う。

③ 定期点検

- ア. 指定管理者が主として目視、触診及び打診等、点検工具を使用し、遊具の変形 や異常及び劣化、腐食、腐朽等の有無を調査するため、年1回行う点検。
- イ. 注油等の軽易な保全業務は、点検業務に併せて行う。
- ④ 精密点検
 - ア. 日常点検や定期点検時に不具合が発見され、特に精度の高い診断が必要な場合 に、遊具の専門業者に依頼して行う詳細な点検。
- (2) 点検結果報告

遊具の点検結果等の経歴を継承し、効率的な維持管理ができるよう点検者は、点検記録を整理保管する。

- ① 製造・施工者による初期点検報告書、遊具専門業者による精密点検報告書(業者の様式)を提出させる。
- ② 日常点検は、遊具点検記録書(別添「様式1」参照)を整理し、簡易・応急修繕を行った場合は、補修箇所を公営住宅管理課に報告する。
- ③ 定期点検は、遊具点検記録書(別添「様式2」)により報告する。
- ④ ③の異常箇所は、補修対応を行うとともに報告する。

3. 入居者・自治会等との連携

- (1) 遊具事項の未然防止には、日頃、遊具に接する機会が多い入居者及び自治会等との連携・協力が不可欠である。
- (2) 子供の危険な行動への注意、遊具の異常を発見、事故が発生した場合などの速やかな 通報・連絡等を入居者及び自治会等に協力要請する。
- (3) 指定管理者は、上記(1)(2)の連携・協力が円滑に出来るよう、団地管理業務に関する連絡通知文書を自治会等に送付する機会に併せ、適宜、「遊具に関する対応等」についても周知徹底を図ることとする。

点検に関する資料

- I. 遊具の安全点検に関するポイント
 - 1. 対象遊具
 - (1) ブランコ・箱型ブランコ・タイヤブランコ
 - (2) シーソー
 - (3) 回転式遊具
 - (4) スプリング遊具・コンビネーション遊具(複合遊具)
 - (5) すべり台
 - (6) 砂場
 - (7) 鉄棒・ジャングルジム
 - (8) 小動物
 - (9) スツール・ベンチ
 - (10) パーゴラ・あづまや 等
 - 2. 点検周期
 - (1)日常点検:原則として、月1回程度
 - (2) 定期点検:年1回
 - 3. 点検方法
 - (1)日常点検:目視、触診等による点検
 - (2) 定期点検:目視、触診及び打診等、点検工具による点検
 - 4. 点検報告
 - (1) 方法:点検記録書(日常・定期)による
 - (2)報告: ① 各遊具の不具合の有無(日常・定期)
 - ② 不具合のある遊具の危険度判定(定期)
 - ③ 不具合のある遊具の対応措置に関する指示内容等(定期)

〈参考〉用語の解説

破損:壊れたり、傷ついたりすること。

欠損:物の一部が欠けてなくなること。

腐食:金属材料等が水・酸素などの化学反応によって、表面から変質、消耗して

いくこと。

磨耗:堅い材質の物がすり減ること。

損耗:使って減ること。

変形:形や状態が変わること。

亀裂:ひび割れ。亀の甲の模様にひびが入ること。

Ⅱ. 点検実施基準(定期点検)

(1)ブランコ、箱型ブランコ、タイヤブランコ

边	5具名	ブランコ、箱型ブランコ、タイ	点検	破損、欠損、腐食、ぐらつき、傾き
		ヤブランコ	項目	ゆるみ、はずれ
点核	負内容			
① 吊金具、ダルマ金物等の損耗状況。				ボルト・ナットの緩みの良否。
2	座板の原	腐食、破損の状況	8	金属の腐食、磨耗、開き状況。
3	座板の地	地盤面との感覚の適否	9	着地面の保護材の損耗状況。
4	フレー.	ム部材の取付、固定状況。	10 2	基礎部の露出状況
(5)	フレー.	ム部材の腐食、変形状況。		
6	地盤面の	の侵食、水溜りの有無。		
点核	食方法等			
		日常点検:目視、触診		
		定期点検:目視、触診		
		打診(接続部およびボ)	レト等の	の腐食を確認)
		工具使用(ボルト、ナ	ットの	締め具合やチェーンの磨耗具合を確認)
		判 定 A		判 定 B
	緊急	急修繕又は処置を要するもの		Aまでは至らないもの
				或いは経過観察等を要するもの
	① 吊金	具、ダルマ金物等の損耗が著しく	1	吊金具、ダルマ金物、座板、フレーム部
判	切断、	外れのおそれのあるもの。	材	こ軽微な腐食、破損があるもの。
	② 座板	の腐食、破損が著しく、危険なさ	2 :	クサリ等に軽微な不快音、磨耗、変形が
	さくれ	、突起等があるもの。	あ	るもの。
定	③ 座板	と地盤面との間隔が危険なもの。	3 3	地盤面が侵食されており、滞水する恐れ
	④ 部核	けの腐食及びグラツキが著しく遊	07	あるもの。
	戯中、	危険なもの。		
基	⑤ 固定	状況が悪く、遊戯中危険なもの。		
	⑥ クサ	リ等の磨耗、変形が著しく遊戯中		
	に外れ	る恐れがあるもの。		
準	⑦ 保護	材(人口芝等)が損耗しており、着		
	地面に	た険なもの。		
	8 地盤	面が侵食され、着地面近くに石、		
	コンク	リート等が露出しているもの。		
措	① 直ち	っに使用禁止の措置を講じ緊急修	1)	点検時に即対応可能なものは措置する。
置	繕を行	う。	2	点検時に即対応が不可なものは早期に
内			修約	善を行う。(それまでの間、継続使用)
容			3	当面、修繕の必要性がないものは経過観
			察	を行う。

(2)シーソー

	(2)シーソ				
遊	具名	シーソー	点検	j i	破損、欠損、腐食、ぐらつき、傾き
			項目		ゆるみ、はずれ
点核	負内容				
(1)		Sの腐食、破損の状況。	7	地盘	盤面の侵食、水溜りの有無。
2	, , , , , ,	く、つり鎖の破損、変形の状況。	8	ボノ	レト・ナットの緩みの良否。
(3)		国転具合の良否。	9		楚部の露出状況。
4		が地盤の状況の良否。	0		CELL SEL MINIO
5		Eの取付、固定状況。			
6	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	Eの腐食、変形状況。			
	與	[7] 杨 爻 、 友 / 少 / 小 / 儿 。			
		日常点検:目視、触診			
		定期点検:目視、触診	IZ ブド L	さわせ	切の時条ナ、7か到)
		打診(接合部、基礎部)			
	1		ツトの	ノ締る	か具合や軸受部の磨耗具合を確認)
	potent fi	判 定 A			判 定 B
	緊急	修繕又は処置を要するもの			Aまでは至らないもの
				-	ないは経過観察等を要するもの
	① 木製	本体の腐食、破損が著しく、危険	1	木勢	製本体、ハンドル、軸受、軸受支柱に
判	なササ	クレ、突起があるもの。	轁	を微力	は腐食、破損、変形、グラツキがある
	② ハン	ドルの破損、変形が著しく、抜け	ŧ	oの。	
	る恐れ	があるもの。	2	地盘	盤面が侵食されており、滞水する恐れ
定	③ 接合	部のタイヤ等の破損、接地部の陥	T.	かる	るもの。
	没等に	より危険なもの。			
	④ 軸受	の不具合により、著しく不快な音			
基	がした	り、横揺れがひどいもの。			
	⑤ 軸受	支柱の腐食及びグラツキが著し			
		中危険なもの。			
進		支柱の固定状況が悪く、遊戯中危			
	険なも				
	1,74 % 0				
措	 ① 直ち 	 に使用禁止の措置を講じ緊急修	(1)	占ね	
置置	鎌を行		2		策略に即対応が記するいでは ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
内内	小台で11	ノ。 -			を行う。(それまでの間、継続使用)
容			(3)		
谷					面、修繕の必要性がないものは経過観 = 5
			一	₹ 21	弄う。

(3)回転式遊具

遊具名 回転式遊具 点検 項目 被損、欠損、ひび割れ、腐食、ぐら 可き、傾き、ゆるみ、はずれ ① 部材の取付、固定状況。 ② 節材の腐食、変形状況。 ③ 軸受の回転具合の良否。 ④ 軸受支柱の腐食、変形状況。 ⑤ ボルト・ナットの緩みの良否。 点検方法等 ③ 周辺、地表面の状況。 ④ 神受支柱の腐食、変形状況。 ⑥ ボルト・ナットの緩みの良否。 点検方法等 周辺、地表面の状況。 ● 日常点検:目視、触診 定期点検:目視、触診 定期点検:目視、触診 工具使用(ボルト、ナットの締め具合や軸受部の磨耗具合を確認) 工具使用(ボルト、ナットの締め具合や軸受部の磨耗具合を確認) 即 定 A 緊急修繕又は処置を要するもの 利 定 B Aまでは至らないもの。 ② 固定状況が悪く、遊戯中危険なもの。 ② 自定状況が悪く、遊戯中危険なもの。 ③ 軸受支柱の腐食及びグラツキが著しく遊園では、造成が高く、破損、変形があるもの。 ご 部村の腐食及びグラツキが著しく遊園で水気が悪く、遊戯中危険なもの。 ⑤ 回転部の動きが著しく遊戯中危険なもの。 ⑥ 回転部の動きが著しく固いもの。 ⑥ 回転部の動きが著しく固いもの。 ② 結映支柱に軽微な腐食、破損、変形があるもの。 基 節はある。 ● 過去ではの固定状況が悪く、遊戯中危険なもの。 ② 点検時に即対応が不可なものは措置する。 ② 点検時に即対応が不可なものは措置する。 ② 点検時に即対応が不可なものは措置する。 ② 点検時に即対応が不可なものは非理する。 ② 点検時に即対応が不可なものは経過差額 数を行う。(それまでの間、継続使用) ⑤ 当点、修繕の必要性がないものは経過差額 数を行う。 若 節に使用禁止の措置を講じ緊急修 締を行う。(それまでの間、継続使用) ③ 当点、修繕の必要性がないものは経過差額 数を行う。		(3)回転式遊具		
 直検内容 ① 部材の取付、固定状況。 ② 部材の腐食、変形状況。 ③ 軸受支柱の取付、固定状況。 ③ 軸受支柱の腐食、変形状況。 ⑥ ボルト・ナットの緩みの良否。 点検方法等 日常点検:目視、触診	遊	具名 回転式遊具	点検	破損、欠損、ひび割れ、腐食、ぐら
 ① 部材の取付、固定状況。 ② 部材の腐食、変形状況。 ③ 軸受の回転具合の良否。 ④ 軸受支柱の取付、固定状況。 ⑥ ボルト・ナットの緩みの良否。 点検方法等 日常点検:目視、触診 定期点検:目視、触診 定期点検:目視、触診 工具使用(ボルト、ナットの締め具合や軸受部の磨耗具合を確認) 工具使用(ボルト、ナットの締め具合や軸受部の磨耗具合を確認) 判 定 B 系急修繕又は処置を要するもの ① 部材の腐食及びグラツキが著しく遊戯中危険なもの。 ② 固定状況が悪く、遊戯中危険なもの。 ④ 軸受支柱の腐食及びグラツキが著しく遊戯中危険なもの。 ④ 軸受支柱の腐食及びグラツキが著しく遊戯中危険なもの。 ⑥ 軸受支柱の腐食及びグラツキが著しく遊戯中危険なもの。 ⑥ 軸受支柱の固定状況が悪く、遊戯中危険なもの。 ⑥ 回転部の動きが著しく固いもの。 ⑥ 回転部の動きが著しく固いもの。 ⑦ 回転最下点と地盤面の間隔が危険なもの。 ⑥ 回転部の動きが著しく固いもの。 ⑦ 回転最下点と地盤面の間隔が危険なもの。 潜を行う。 (② 点検時に即対応が不可なものは措置する。 ② 点検時に即対応が不可なものは指置する。 ② 点検時に即対応が不可なものは指置する。 お (※ 接続で行う。(それまでの間、継続使用) ③ 当面、修繕の必要性がないものは経過観			項目	つき、傾き、ゆるみ、はずれ
 ② 部材の腐食、変形状況。 ③ 軸受の回転具合の良否。 ④ 軸受支柱の取付、固定状況。 動・軸受支柱の腐食、変形状況。 ① ボルト・ナットの緩みの良否。 直検方法等 日常点検:目視、触診	点核	食内容	•	
 動受の回転具合の良否。 動受支柱の取付、固定状況。 動受支柱の腐食、変形状況。 ボルト・ナットの緩みの良否。 点検方法等 日常点検:目視、触診 工具使用(ボルト、ナットの締め具合や軸受部の磨耗具合を確認) 工具使用(ボルト、ナットの締め具合や軸受部の磨耗具合を確認) 工具使用(ボルト、ナットの締め具合や軸受部の磨耗具合を確認) 取定 A 判 定 B 緊急修繕又は処置を要するもの ① 部材の腐食及びグラツキが著しく遊戯中、危険なもの。 ② 固定状況が悪く、遊戯中危険なもの。 ② 軸受の不具合により、著しく不快な音音がしたり、機揺れがひどいもの。 ④ 軸受支柱の腐食及びグラツキが著しく遊戯中危険なもの。 ⑤ 神受支柱の腐食及びグラツキが著しく遊戯中危険なもの。 ⑤ 回転部の動きが著しく固いもの。 ⑦ 回転最下点と地盤面の間隔が危険なもの。 ⑥ 回転部の動きが著しく固いもの。 ⑦ 回転最下点と地盤面の間隔が危険なもの。 措 ① 直ちに使用禁止の措置を講じ緊急修経・ (2) 点検時に即対応が不可なものは措置する。 ② 点検時に即対応が不可なものは措置する。 ② 点検時に即対応が不可なものは計量する。 ② 点検時に即対応が不可なものは計量する。 ② 点検時に即対応が不可なものは指置する。 (3) 当面、修繕の必要性がないものは経過観	1	 部材の取付、固定状況。	7	転部の滑らかさ具合。
 ・ 軸受支柱の取付、固定状况。 ⑤ 軸受支柱の腐食、変形状況。 ⑥ ボルト・ナットの緩みの良否。 点検方法等 日常点検:目視、触診 だ期点検:目視、触診	2	部材の腐食、変形状況。	⑧ 基	基礎部の露出状況。
 ⑤ 軸受支柱の腐食、変形状況。 ⑥ ボルト・ナットの緩みの良否。 点検方法等 日常点検:目視、触診 工具使用(ボルト、ナットの締め具合や軸受部の磨耗具合を確認) 工具使用(ボルト、ナットの締め具合や軸受部の磨耗具合を確認) 判 定 A 判 定 B 緊急修繕又は処置を要するもの 取け、危険なもの。 ② 固定状況が悪く、遊戯中危険なもの。 ③ 軸受の不具合により、著しく不快な音音がしたり、横揺れがひどいもの。 ④ 軸受支柱の腐食及びグラツキが著しく遊戯中危険なもの。 ⑤ 軸受支柱の腐食及びグラツキが著しく遊戯中危険なもの。 ⑤ 軸受支柱の固定状況が悪く、遊戯中危険なもの。 ⑤ 回転部の動きが著しく固いもの。 ⑦ 回転最下点と地盤面の間隔が危険なもの。 ⑥ 回転部の動きが著しく固いもの。 ② 直検時に即対応が不可なものは措置する。 ② 点検時に即対応が不可なものは指置する。 ② 点検時に即対応が不可なものは指置する。 ② 点検時に即対応が不可なものは経過観 措置を行う。(それまでの間、継続使用) ③ 当面、修繕の必要性がないものは経過観 	3	軸受の回転具合の良否。	9 厝	辺、地表面の状況。
(⑥ ボルト・ナットの緩みの良否。	4	軸受支柱の取付、固定状況。		
日常点検:目視、触診 上現使用(ボルト、ナットの締め具合や軸受部の磨耗具合を確認) 工具使用(ボルト、ナットの締め具合や軸受部の磨耗具合を確認) 判 定 A 判 定 B 不までは至らないもの 或いは経過観察等を要するもの ① 部材の腐食及びグラツキが著しく遊 戯中、危険なもの。 ② 固定状況が悪く、遊戯中危険なもの。 ③ 軸受の不具合により、潜とく不快な音音がしたり、横揺れがひどいもの。 ④ 軸受支柱の腐食及びグラツキが著しく遊戯中危険なもの。 ③ 軸受支柱の固定状況が悪く、遊戯中危険なもの。 ③ 自転部の動きが著しく固いもの。 ⑦ 回転最下点と地盤面の間隔が危険なもの。 ⑥ 回転部の動きが著しく固いもの。 ⑦ 回転最下点と地盤面の間隔が危険なもの。 ⑥ 直転部の動きが著しく固いもの。 ⑦ 回転最下点と地盤面の間隔が危険なもの。 ⑥ 回転部の動きが著しく固いもの。 ⑦ 回転最下点と地盤面の間隔が危険なもの。 ⑥ 回転部の動きが著しく固いもの。 ⑦ 回転最下点と地盤面の間隔が危険なもの。 ⑥ 回転部の動きが著しく固いもの。 ② 点検時に即対応が不可なものは指置する。 ② 点検時に即対応が不可なものは早期に 修繕を行う。 (それまでの間、継続使用) ③ 当面、修繕の必要性がないものは経過観	(5)	軸受支柱の腐食、変形状況。		
日常点検:目視、触診 定期点検:目視、触診	6	ボルト・ナットの緩みの良否。		
日常点検:目視、触診 定期点検:目視、触診	点核	美 方法等		
打診(接続部及びボルト類の腐食を確認) 工具使用(ボルト、ナットの締め具合や軸受部の磨耗具合を確認) 判定 A 判定 B 緊急修繕又は処置を要するもの 或いは経過観察等を要するもの ① 部材の腐食及びグラツキが著しく遊戯中、危険なもの。 ② 固定状況が悪く、遊戯中危険なもの。 ③ 軸受の不具合により、著しく不快な音音がしたり、横揺れがひどいもの。 ④ 軸受支柱の腐食及びグラツキが著しく遊戯中危険なもの。 ⑤ 軸受支柱の固定状況が悪く、遊戯中危険なもの。 ⑤ 回転部の動きが著しく固いもの。 ⑦ 回転最下点と地盤面の間隔が危険なもの。 ⑥ 回転部の動きが著しく固いもの。 ② 点検時に即対応可能なものは措置する。② 点検時に即対応不可なものは早期に修繕を行う。(それまでの間、継続使用)容				
工具使用(ボルト、ナットの締め具合や軸受部の磨耗具合を確認)		定期点検:目視、触診		
判 定 A 判 定 B Aまでは至らないもの		打診(接続部及びボル	ト類の腐	賃食を確認)
判 定 A 判 定 B Aまでは至らないもの				
取れの腐食及びグラツキが著しく遊しの。 部材の腐食及びグラツキが著しく遊しの。 部材に軽微な腐食、破損、変形があるもの。 個定状況が悪く、遊戯中危険なもの。 個要支柱の腐食及びグラツキが著しく遊戯中危険なもの。 個事支柱の固定状況が悪く、遊戯中危険なもの。 個事が著しく固いもの。 個事が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表				
 ① 部材の腐食及びグラツキが著しく遊戯中、危険なもの。 ② 固定状況が悪く、遊戯中危険なもの。 ③ 軸受の不具合により、著しく不快な音音がしたり、横揺れがひどいもの。 ④ 軸受支柱の腐食及びグラツキが著しく遊戯中危険なもの。 基 ⑤ 軸受支柱の固定状況が悪く、遊戯中危険なもの。 ⑤ 回転部の動きが著しく固いもの。 ⑦ 回転最下点と地盤面の間隔が危険なもの。 準 ① 直ちに使用禁止の措置を講じ緊急修置		緊急修繕又は処置を要するもの		Aまでは至らないもの
一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次				或いは経過観察等を要するもの
② 固定状況が悪く、遊戯中危険なもの。 ③ 軸受の不具合により、著しく不快な音音がしたり、横揺れがひどいもの。 ④ 軸受支柱の腐食及びグラツキが著しく遊戯中危険なもの。 ⑤ 軸受支柱の固定状況が悪く、遊戯中危険なもの。 ⑥ 回転部の動きが著しく固いもの。 ⑦ 回転最下点と地盤面の間隔が危険なもの。 準 ① 直ちに使用禁止の措置を講じ緊急修置		① 部材の腐食及びグラツキが著しく遊	①	B材に軽微な腐食、破損、変形があるも
② 軸受の不具合により、著しく不快な音音がしたり、横揺れがひどいもの。 形、グラツキがあるもの。 ④ 軸受支柱の腐食及びグラツキが著しく遊戯中危険なもの。 ⑤ 軸受支柱の固定状況が悪く、遊戯中危険なもの。 ⑥ 回転部の動きが著しく固いもの。 ⑦ 回転最下点と地盤面の間隔が危険なもの。 準 ① 直ちに使用禁止の措置を講じ緊急修置 ① 点検時に即対応可能なものは措置する。 海接を行う。 ② 点検時に即対応が不可なものは早期に修繕を行う。(それまでの間、継続使用) 容 当面、修繕の必要性がないものは経過観	判	戯中、危険なもの。	の。	
定 音がしたり、横揺れがひどいもの。 ④ 軸受支柱の腐食及びグラツキが著し く遊戯中危険なもの。 ⑤ 軸受支柱の固定状況が悪く、遊戯中危 険なもの。 ⑥ 回転部の動きが著しく固いもの。 ⑦ 回転最下点と地盤面の間隔が危険な もの。		② 固定状況が悪く、遊戯中危険なもの。	② 軟	曲受、軸受支柱に軽微な腐食、破損、変
 ④ 軸受支柱の腐食及びグラツキが著し く遊戯中危険なもの。 ⑤ 軸受支柱の固定状況が悪く、遊戯中危 険なもの。 ⑥ 回転部の動きが著しく固いもの。 ⑦ 回転最下点と地盤面の間隔が危険な もの。 潜 ① 直ちに使用禁止の措置を講じ緊急修 置 繕を行う。 ② 点検時に即対応可能なものは措置する。 ② 点検時に即対応が不可なものは早期に 修繕を行う。(それまでの間、継続使用) 容 当面、修繕の必要性がないものは経過観 		③ 軸受の不具合により、著しく不快な音	形、	グラツキがあるもの。
大遊戯中危険なもの。 本 本 で	定	音がしたり、横揺れがひどいもの。		
基 ⑤ 軸受支柱の固定状況が悪く、遊戯中危険なもの。 ⑥ 回転部の動きが著しく固いもの。 ⑦ 回転最下点と地盤面の間隔が危険なもの。 昔 ① 直ちに使用禁止の措置を講じ緊急修繕を行う。 (2) 点検時に即対応が不可なものは早期に修繕を行う。(それまでの間、継続使用)容 (3) 当面、修繕の必要性がないものは経過観		 ④ 軸受支柱の腐食及びグラツキが著し		
険なもの。		く遊戯中危険なもの。		
準 ⑥ 回転部の動きが著しく固いもの。 ⑦ 回転最下点と地盤面の間隔が危険なもの。 もの。 間 直ちに使用禁止の措置を講じ緊急修置	基	 ⑤ 軸受支柱の固定状況が悪く、遊戯中危		
準 ⑥ 回転部の動きが著しく固いもの。 ⑦ 回転最下点と地盤面の間隔が危険なもの。 もの。 間 直ちに使用禁止の措置を講じ緊急修置		- 険なもの。		
 準 ⑦ 回転最下点と地盤面の間隔が危険なもの。 措 ① 直ちに使用禁止の措置を講じ緊急修 ② 点検時に即対応可能なものは措置する。 置 繕を行う。 2 点検時に即対応が不可なものは早期に修繕を行う。(それまでの間、継続使用) 容 当面、修繕の必要性がないものは経過観 				
# ① 直ちに使用禁止の措置を講じ緊急修	準			
措 ① 直ちに使用禁止の措置を講じ緊急修 ② 点検時に即対応可能なものは措置する。 ② 点検時に即対応が不可なものは早期に 内 修繕を行う。(それまでの間、継続使用) ③ 当面、修繕の必要性がないものは経過観				
置 繕を行う。 内 ② 点検時に即対応が不可なものは早期に 修繕を行う。(それまでの間、継続使用) 容 ③ 当面、修繕の必要性がないものは経過観				
置 繕を行う。 内 ② 点検時に即対応が不可なものは早期に 修繕を行う。(それまでの間、継続使用) 容 ③ 当面、修繕の必要性がないものは経過観				
置 繕を行う。 内 ② 点検時に即対応が不可なものは早期に 修繕を行う。(それまでの間、継続使用) 容 ③ 当面、修繕の必要性がないものは経過観				
置 繕を行う。 内 ② 点検時に即対応が不可なものは早期に 修繕を行う。(それまでの間、継続使用) 容 ③ 当面、修繕の必要性がないものは経過観				
置 繕を行う。 内 ② 点検時に即対応が不可なものは早期に 修繕を行う。(それまでの間、継続使用) 容 ③ 当面、修繕の必要性がないものは経過観	措	① 直ちに使用禁止の措置を講じ緊急修	1 4	(検時に即対応可能なものは措置する。)
内 修繕を行う。(それまでの間、継続使用) 容 当面、修繕の必要性がないものは経過観	置	 繕を行う。	2 4	 張検時に即対応が不可なものは早期に
容 ③ 当面、修繕の必要性がないものは経過観			修繕	幸を行う。(それまでの間、継続使用)
察を行う。				

(4) スプリング遊具、コンビネーション遊具

游	具名	スプリング遊具	点検	破損、力	<u> </u>	割れ、腐食、ぐら
,	, , _D	コンビネーション遊具	項目			み、はずれ
点核	 食内容	(注) コンビネーション遊具は、	個別	遊具の項も		
1	部材の国	取付、固定状況 。	7	ボルト・ナ	ットの緩み	みの良否。
2	部材の層	筹食、変形状況。	8	クサリ、バ	*ネ等の磨料	毛、変形状況。
3	クサリ	等の磨耗、偏見状況。	9	基礎部の露	出状況。	
4	回転部の	0滑らかさ具合。	10	周辺、地表	で面の状況。	
5	滑走面の	の破損状況。				
6	着地面。	との段差。				
点核	食方法等					
		日常点検:目視、触診				
		定期点検:目視、触診				
		打診(接合部の固定具金	合、バ	ネの状況を	(確認)	
		工具使用(ボルト、ナ	ットの	締め具合を	:確認)	
		判 定 A		判	定	В
	緊急	急修繕又は処置を要するもの		Αŧ	では至らな	いもの
				或いは経	過観察等を	要するもの
	① 部材	の腐食、グラツキが著しく、遊戯	1	部材に軽微	な腐食、破	後損、変形があるも
判	中危険	はなもの。	0)	0		
	② 部材	の固定状況が悪く、遊戯中危険な	2	基礎部の露	出が軽微な	さもの。
	もの。		3	地盤面が侵	食されてお	らり、滞水する恐れ
定		リ等の磨耗、変形が著しく、遊戯	が	あるもの。		
		れる恐れがあるもの。				
		部の動きが著しく固いもの、又は				
基		不快な音を出すもの。				
		面が破損し、危険な箇所があるも				
2/6/4	<i>の</i> 。					
準		リ、バネ等の磨耗、変形が著しく				
		に外れ、又は、破断する恐れがあ				
	るもの					
		部の露出が著しく、頭部等を打つ				
+++	_ :	あるもの。		上松叶;	ᅺ	いまのは世界より
措置	, ,	っに使用禁止の措置を講じ緊急修 : a				よものは措置する。 可なものは早期に
直 内	繕を行	<i>)</i> 。	2			の間、継続使用)
容						の间、極続使用)ないものは経過観
台				ヨ曲、修繕でを行う。	7220分代が	なv・もソクルお腔廻観
			デ	ふまり 。		

(5) すべり台

,	<u>// </u>	すべり台	点検 項目	破損、欠損、		れ、腐食、ぐら、はずれ
① ② ③ ④ ⑤ ⑥	手摺、『 着地面 部材の』 部材の『	の破損状況。 階段の損耗状況。 との段差。 取付、固定状況。 腐食、磨耗、変形状況。 の露出状況。 日常点検:目視、触診 定期点検:目視、触診 打診(階段、手摺、ボ	で着いた類の	うけい かい から	量の適名	
		工具使用(ボルト、ナ 判 定 A	ツ ト <i>の</i> 和 	野の具合を確認 判	ジ 定	В
	E 又 4	判 定 A 急修繕又は処置を要するもの		 Aまでは		
	※ ※	☆ ☆		成いは経過観		_
	① 滑井	 €面が破損し、危険な箇所があるも				軽微な破損、腐
判	\mathcal{O}_{\circ}			突出、ぐらつ		
1.3		 階段が著しく腐食又はぐらつい。 		大田、トラッ 手地面に軽微な		-
		、 「		12世間(一生刊以)よ	·1±° Γ Ν° Ø	J. → O v > 0
定	③ 部材	、転給の恐れがあるもの。 けの腐食及びぐらつきが著しく、遊 に険なもの。				
	4 部材	けの固定状況が悪く、遊戯中危険な				
基	もの。					
		警部(着地面附近)の露出により、 学を打つ恐れがあるもの。				
準						
措	① 直ち	っに使用禁止の措置を講じ緊急修	① #	(検時に即対応	可能なも	っのは措置する。
置	繕を行	デ う。	② 点	(検時に即対応	が不可	なものは早期に
内			修繕	きを行う。(それ	れまでの	間、継続使用)
容			3 =	首面、修繕の必要	要性がな	いものは経過観
			察を	:行う。		

((6) 砂場						
遊	具名	砂場		点検	破損、欠損	員、異物混	入、水はけ
				項目			
点核	食内容						
1	エプロ	ンの破損状況。					
2	異物の	有無。					
3	砂の量の	の適否。					
4	水はけ	の状況。					
⊢	Л Т. УТ. <i>К</i> Х	<u> </u>					
息位	寅 方法等		±⊥⇒∧				
		日常点検:目視、					
		定期点検:目視、		allo a	印由ナルシ		
			エプロンのヒビ書				
			三用(熊手等で砂口	ドを採		, , ,	D.
	B 7	判定	A		判	定	В
	第7	急修繕又は処置を要	きするもの			は至らない	_
		0 . 1974 H 1 . A .	M 1. [7] 10 66 18		或いは経過		•
Mail		プロンが破損し、危険	英な切り口等か			微なひび	割れが生じてい
判	あるも	_	6 18 M = 1		もの。	H4/ 38 5 8	
		口にガラスの破片等	が混入してい	_	砂場の表面に		-
,,	るもの				砂の量が少し		-
定)量が著しく不足し	_	4	降雨後も滞水	が少しある	うもの。
	(4) 滞水	くが広範囲にあるも	<i>0</i>) ₀				
++-							
基							
進							
毕							
措	① 直 [‡]	 っに使用禁止の措置	号か誰ド 馭名 枚	1)	占燥時に即対	戊司能わす	 のは措置する。
指	巻を行		見て碑 レ光心形				なものは早期に
恒 内	小岩で1	」 ノ 。				,	まものは平朔に 間、継続使用)
容							町、胚が使用/ いものは経過観
4				(O)	コ田、吟贈り火	ン女はかは	v・ひツ/は胚週観

察を行う。

(7) 鉄棒・ジャングルジム

遊具名	鉄棒	点検	破損、欠損、腐食、ぐらつき、傾き、
	ジャングルジム	項目	ゆるみ、はずれ

点検内容

- ① 部材の取付、固定状況。
- ② 部材の腐食、変形状況。
- ③ 地盤面の侵食、水溜りの有無。
- ④ ボルト・ナットの緩みの良否
- ⑤ 基礎部の露出状況

点検方法等

日常点検:目視、触診 定期点検:目視、触診

打診(接合部及び基礎部の固定具合や腐食を点検) 工具使用(足元周辺の部材の腐食による寸法の確認)

	判 定 A	判 定 B
	緊急修繕又は処置を要するもの	Aまでは至らないもの
		或いは経過観察等を要するもの
	① 部材の腐食、グラツキが著しく、遊戯	① 部材に軽微な腐食、破損、変形があるも
判	中危険なもの。	\mathcal{O}_{\circ}
	② 部材の固定状況が悪く、遊戯中危険な	② 基礎部の露出が軽微なもの。
	もの。	③ 地盤面が侵食されており、滞水する恐れ
定	③ 基礎部の露出が著しく、頭部等恐れの	があるもの。
	あるもの。	
基		
準		
措	① 直ちに使用禁止の措置を講じ緊急修	① 点検時に即対応可能なものは措置する。
置	繕を行う。	② 点検時に即対応が不可なものは早期に
内		修繕を行う。(それまでの間、継続使用)
容		③ 当面、修繕の必要性がないものは経過観
		察を行う。

(8) 小動物

遊具名	小動物	点検	破損、ク	欠損、	ひび割れ、	腐食、	ぐら
		項目	つき、値	頃き、	ゆるみ、は	はずれ	

点検内容

- ① 部材の異常を示す磨耗、亀裂、変形等の 有無。
- ② 鉄筋の露出、腐食の有無。
- ③ 部材の取付、固定状況。
- ④ 地盤面の侵食、水溜りの有無。
- ⑤ 基礎部の露出状況。

点検方法等

日常点検:目視、触診 定期点検:目視、触診

打診(基礎部の固定具合を点検)

	判 定 A	判 定 B
	緊急修繕又は処置を要するもの	Aまでは至らないもの
		或いは経過観察等を要するもの
	① グラツキが著しく、転倒の恐れがある	① 地盤面が侵食されており、滞水する恐れ
判	もの。	があるもの。
	② 変形、亀裂が著しく、倒壊の恐れがあ	② 軽微な亀裂等のあるもの。
	るもの。	
定	③ 一部破損に伴い鉄筋等が露出し危険	
	なもの。	
基		
準		
措	① 直ちに使用禁止の措置を講じ緊急修	① 点検時に即対応可能なものは措置する。
置	繕を行う。	② 点検時に即対応が不可なものは早期に
内		修繕を行う。(それまでの間、継続使用)
容		③ 当面、修繕の必要性がないものは経過観
		察を行う。

(9) スツール、ベンチ

遊具名	スツール	点検	破損、欠損、で	ひび割れ、腐食、ぐら
	ベンチ	項目	つき、傾き、	ゆるみ、はずれ

点検内容

- ① 尻当て及び背当て部の腐食、破損状況。
- ② 尻当て及び背当て部の釘、ボルト、ビス等の突起物の有無。
- ③ 地盤との固定金具の良否。

点検方法等

日常点検:目視、触診 定期点検:目視、触診

打診(板材の浮き、釘打ち部等の突起物を確認)

	判 定 A	判 定 B
	緊急修繕又は処置を要するもの	Aまでは至らないもの
		或いは経過観察等を要するもの
	① 尻当て、背当て部に危険なささくれ、	① 尻当てに一部破損がある。
判	鋭利な切り口等があるもの。	② 背当てに一部破損がある。
	② 尻当て、背当て部の腐食、破損が著し	③ 地盤面が侵食されており、滞水する恐れ
	く、腰掛けられないもの。	がある。
定	③ 尻当て、背当て部に、釘、ボルト、ビ	
	ス等の危険な突起物があるもの。	
	④ グラツキが著しく、転倒の恐れがある	
基	も の。	
準		
措	① 直ちに使用禁止の措置を講じ緊急修	① 点検時に即対応可能なものは措置する。
置	繕を行う。	② 点検時に即対応が不可なものは早期に
内		修繕を行う。(それまでの間、継続使用)
容		③ 当面、修繕の必要性がないものは経過観
		察を行う。

(10) パーゴラ、あづまや

容

(10) パーゴラ、あづまや						
遊	具名 パーゴラ	点検	破損、欠損、ひび割れ、腐食、ぐら			
	あづまや	項目	つき、傾き、ゆるみ、はずれ			
点検内容						
① 構造体の傾斜、変形等の有無。						
2	② 構造材の異常を示す亀裂、腐食等の有等。					
3	③ 鉄筋の露出、腐食の有無。					
④ 屋根材の破損の有無。						
点検方法等						
日常点検:目視、触診						
	定期点検:目視、触診					
打診(基礎部や柱材の腐食等を確認)						
	工具使用(ボルト、ナ	ットの	締め具合を確認)			
	判 定 A		判 定 B			
	緊急修繕又は処置を要するもの		Aまでは至らないもの			
			或いは経過観察等を要するもの			
	① 柱材の腐食、変形、亀裂等が著しく、	① 柱	E材に軽微な腐食、亀裂等のあるもの。			
判	倒壊の恐れがあるもの。	② 銷	株筋の露出 (錆び汁の発生含む) 又は腐			
	② 屋根の腐食、変形、亀裂が著しく、落	食が	ぶみられるもの。			
	下の恐れがあるもの。	③ 屋	屋根材の一部に破れ又は割れがみられ			
定	③ 破損断面が鋭利である等、危険なも	るもの) _°			
	の。					
	④ 屋根材の破れ、割れがあり機能をはた					
基	していないもの。					
準						
措	① 直ちに使用禁止の措置を講じ緊急修		原検時に即対応可能なものは措置する。			
置	繕を行う。		原検時に即対応が不可なものは早期に ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
内		修繕	らを行う。(それまでの間、継続使用)			

③ 当面、修繕の必要性がないものは経過観

察を行う。